

(別紙)

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 医師が作成した診断書等の意見欄に障害の程度が4級相当に該当すると記載されているにもかかわらず、活動能力の程度の記載内容によって却下されたことについて納得ができない。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次のとおりである。

- (1) 診断書における意見等級「4級」について、診断書に記載の内容を身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行規則及び身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年付け障発第0110001号）における身体障害認定基準（以下「認定基準」という。）に照らし合わせ審査したところ、診断書の「4. 活動能力の程度」が「ア」となっており、心臓機能障害4級の基準と合致しなかったため、身体障害者福祉法施行令第5条第1項の規定により、大阪府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会身体障害者審査部会に諮問したところ、「心臓機能障害」について意見等級「4級」に該当せず、身体障害者手帳の交付対象とはならない旨の答申を得たことにより、却下処分を決定した。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書の要旨は、次のとおりである。

- (1) 国の通知に示された身体障害者手帳の交付手続に則ったものであり、法令等に基づいた認定手続が行われていることから、当該手続について何ら違法又は不当な点は見当たらず、また、審査請求人の障害が身体障害者手帳の交付対象とはならないとした処分庁の認定に違法又は不当な点は認められない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見書と同旨であり、本件審査請求を棄却すべきとしている。

第5 調査審議の経過

令和4年9月30日	諮問書の受理
令和4年11月11日	審議 ※審査請求人に対し、令和4年8月4日付けで反論書の提出について教示したが提出がなかったこと、同年9月6日に口頭意見陳述の場を設けたが、新たな主張がなかったことを確認

第6 審査会の判断の理由

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性・妥当性について

- (1) 審査請求人が主張するとおり、医師が作成した身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）（以下「診断書等」という。）の意見欄には、障害の程度が4級相当に該当すると記載されているものの、当該診断書等の「4. 活動能力の程度」は、「ア」となっている。
- (2) 認定基準によると、診断書等における「4. 活動能力の程度」（18歳以上用）が「ア」の場合は、1級、3級、4級のいずれの等級についても「非該当」とされている。
- (3) 処分庁は、診断書等に記載の意見等級「4級」について、診断書等の各所見と認定基準とが合致しないことから、身体障害者福祉法施行令の規定により、大阪府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会身体障害者審査部会に諮問し、「心臓機能障害」について意見等級「4級」に該当せず、身体障害者手帳の交付対象とはならない旨の答申を得て本件処分を行っている。
- (4) 以上の点から、処分庁が行った処分に関して何ら違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、本件処分は違法又は不当なものではない。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	